

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

平成22年3月3日

京都市会議長 繁 隆夫

京都市会規程第1号

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を改正する規程

京都市会議員の資産等の公開に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第7条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

- (1) 租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得の金額

第3号様式注以外の部分中

「

株式等の譲渡に係る事業所得, 譲渡所得及び雑所得		
-----------------------------	--	--

」を

「

株式等の譲渡に係る事業所得, 譲渡所得及び雑所得		
上場株式等の配当等に係る 配当所得		

」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(市会事務局政務調査課)